

第25回（平成29年度第2回）熊谷市入札適正化委員会

1 開催日時 平成30年2月21日（水）午後2時00分開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第4委員会室

3 会議の内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事

ア 入札手続の運用状況に関する報告

イ 抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

- ・ 一般競争入札 3件／対象案件 27件
- ・ 指名競争入札 2件／対象案件 34件
- ・ 随意契約 1件／対象案件 6件

業務委託

- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 5件

〈水道部〉

建設工事

- ・ 一般競争入札 1件／対象案件 13件
- ・ 指名競争入札 0件／対象案件 6件
- ・ 随意契約 0件／対象案件 0件

業務委託

- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 2件

ウ その他

(4) 閉 会

## 議事の概要

### 1 入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成29年9月1日から平成29年12月31日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

【質疑応答】

特になし。

### 2 抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

#### <市長部局>

事案1・・・熊谷駅正面口駅前広場改修工事【一般競争入札】

事案2・・・舗装打替工事（八木田）【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 請負代金額3,500万円以上の工事では専任の技術者を配置することとしている。特定の条件を満たし、市が認めた場合にのみ他工事との兼務ができるとあるが、実際に専任の技術者が他工事の技術者を兼務したいという申請はあるのか。

事務局： 1年間あたり数件の申請がある。

委員： 特定の条件のうち、工事場所の距離についてはどのように確認しているか。また、配置技術者の名義貸しなどは発生していないか。

事務局： 工事場所の距離の条件については、直線距離で10km以内というものであり、地図上で条件を満たすか否かを確認している。

名義貸しについては、工事監督員が現場で作業していることを確認しているため、発生していない。

委員： 事案1の工事は、ラグビーワールドカップ2019（以下、「RWC」という。）の開催にあたり、熊谷駅前という市の玄関口を改修する工事である。企業の宣伝になることも考えられ、応札意欲を喚起するものであると思うが、実際には2者の応札しかなかった。その要因として、市の考えはあるか。

事務局： 市としても、受注による宣伝効果があるという点で、多くの応札を予想していた。応札者数が少なかった要因としては、既にある程度の工事量を発注済みであること、工期が平成31年5月までと長丁場であること等によって、業者側で技術者を確保することが難しかったのではないかと考えている。

また、この工事とは別に、駅前広場へのシェルター（歩行者を日射や降雨から守る屋根）設置工事も発注しており、それぞれの受注者が協議しつつ施工していかなければならない。

委員： 応札のあった2者については、工事を受注しても技術者の配置等に対応できるという考えでよいか。

事務局： そのように考えている。

委員： よく目立つ工事であるがゆえに、苦情の発生も考えられる。

シェルター設置工事については、どのような手順を踏んで施工に至るのか。

事務局： 2月16日（金曜日）に入札を実施し、2月19日（月曜日）に落札決定をしたところである。今後、仮契約締結ののち、市議会での議決を経て本契約を締結する。

委員： 技術者の確保が難しいことや、長丁場となることが要因として挙げられたが、発

注時期を早めたり、工期を短く設定したりすることはできなかったか。

事務局： まず、工事概要説明の補足をする。

この工事は、RWCの玄関口となる熊谷駅前の車道部及び歩道部を改修するものである。バリアフリーや暑さ対策の観点から、ユニバーサルデザインも取入れつつ、整備していく。

バリアフリーとしては、主に段差の解消を行う。

暑さ対策施設としては、歩道部整備に遮熱性、保水性に優れた平板ブロックを使用したり、シェルター及びミストを設置したりする。車道部では、タクシールールに遮熱性塗装を施す予定である。

発注時期の問題については、9月の市議会において補正予算が認められた後の動き出しであったため、契約が12月となった。

工期の設定については、駅前のロータリー機能を有した状態で施工するため、バスやタクシーの乗降場所を移動しながら行うこと、また、安全面の観点からも主な部分を夜間工事として施工することから、長い工期設定とした。

委員： 夜間工事が多い点が、応札意欲の減退につながったかと思う。

委員： 難しい工事ということは、宣伝効果もある一方で、うまく施工できなかった場合の責任も大きなものがあると思う。

工事については、発注の背景等もわかると、審議がさらに活発になると思う。資料として、記載されたい。

委員： 事案2については、3者が最低制限価格と同一の応札額を提示した。これまでの委員会においても、舗装工事は積算が容易であるとの説明だったが、1円単位で積算することが可能なのか。

事務局： これまでも、こういったケースは発生している。

委員： 設計金額を事後公表としている一般競争入札であっても可能なものなのか。

事務局： 舗装工事は工種が少ない。業者が想定する施工方法と、市が想定する施工方法とが同一であれば、積算上の差も小さくなる。

事務局： 同じ舗装工事でも、交通量の大小によって施工しやすさが変わってくる。今回の工事は、八木田地区という市内でも交通量が多くなく、施工しやすい分、応札者が多かったのだと思う。

応札者が多ければ、それだけ競争性が高まり、その分だけ最低制限価格と同一の価格を提示する業者が出やすくなると思われる。

委員： こういった特殊な事案における、理由の調査も必要であると考え。

委員： 事案1については、施工に際し、安全管理を徹底されたい。

事務局： 市ホームページや市報において、工事内容等について周知を図る予定である。

### 事案3・・・第2北大通線道路改良工事【一般競争入札】

#### 【質疑応答】

委員： 入札参加対象14者のうち、5者のみの応札であった。応札者が増えない要因は何か。

次に、技術評価項目を決定する委員会の構成員はどのような顔ぶれか。

最後に、評価項目のうち災害防止協定締結や災害防止活動実施の実績は、どのように確認しているのか。

事務局： 応札者が増えない要因の一つとしては、技術評価資料作成の負担があると考えている。

また、技術評価に関する審議は埼玉県総合評価審査小委員会（以下、「小委員会」という。）において実施しており、その構成員は熊谷・秩父・本庄・行田の各県土

整備事務所長や荒川左岸北部下水道事務所長などである。

※ 参考（小委員会の構成員一覧）

- ・ 埼玉県総合技術幹（委員長）
- ・ 県土整備事務所長（熊谷、秩父、本庄、行田）
- ・ 西関東連絡道路建設事務所長
- ・ 荒川左岸北部下水道事務所長
- ・ 大宮国道事務所長（学識経験者）
- ・ 利根川上流河川事務所長（学識経験者）

事務局： 災害防止協定の締結や活動の実施については、維持課で把握している。

主に、業界団体と締結しており、団体に加盟している業者が加点の対象となる。

委員： 書類作成の負担が大きいとの説明があったが、業者の負担を軽減する手立てなどは考えているか。

事務局： 書類の簡素化は課題であるが、総合評価方式の評価項目については、小委員会での指導もあり、県や国の基準にならって設定しているため、市の裁量が及ぶ範囲は決して広くないのが現状である。

また、書類がなければ評価できないというのが本音であり、公平な評価のためにはやむを得ない部分もある。

委員： 今回の入札においては、技術評価値が高いA社が低入札価格調査を辞退している。辞退した理由などはわかるか。

事務局： 同時期に3件の総合評価方式による発注を行い、A社は全ての案件において、同一の配置予定技術者の書類を提出した。

結果的に、別の工事を落札したことで、技術者の配置ができなくなり、辞退に至ったものと考えている。

委員： A社は優秀工事表彰を受けているだけに辞退は残念だが、会社の意思による辞退であれば仕方ないともいえる。

評価項目のうち、市内下請の選定はどのように確認しているのか。

事務局： 契約室としては、工事が終わったのちに、報告書類の提出を受け、確認している。

事務局： 工事を発注する際は、施工計画書を提出させている。その中で、下請負契約の相手方を確認している。また、下請負契約の契約書の写しを提出させ、評価項目が適正に実施されているかを確認している。

委員： B社の辞退理由としては、何が考えられるか。

事務局： 道路課から3件の総合評価方式の案件を発注している。そのうち2件目が本事案であるが、2件目の評価資料を提出したのちに、3件目が公告されたことで、狙いを変えたのではないかと考えている。

事案4・・・市道80287号線舗装工事【指名競争入札】

事案5・・・新星川河道浚渫工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 事案4は舗装工事業C級から業者を選定した指名競争入札とのことだが、舗装工事業C級には何者が登録されているのか。

次に、地域性及び価格競争力とは具体的にどのような選定をし、最終的な指名としているのか。

事務局： 舗装工事業C級には、23者が登録されている。

事務局： 本事案の工事場所は、久下地内である。

業者としても、会社近所の工事は受注したいだろうという想定から、地域性という条件を加えている。

事務局： 熊谷市建設工事請負等入札者指名基準要綱において、設計金額500万円未満の場合は4者以上を指名しなければならないとされている。そうとはいえ、4者では応札されるか否かが不明であり、不調を防ぐ目的でも、余裕をもって7者を指名した。

委員： 価格競争力については、本来ならば財務諸表等を用いて、経営状況などを審査しなければ比較はできないのではないか。

事務局： 本市では、工事の格付けにおいて、経営規模等評価結果通知書（以下、「経審」という。）の総合評定値を基本として評価している。経審の中で、各業者の財務状況が評価されており、その評価結果として総合評定値が算出されているため、経審の点数を基準として格付けした時点で、価格競争が可能であるという判断をしている。

委員： それにしても7者中1者しか応札がないのはなぜか。

事務局： 本事案は、JR東日本が踏切内の段差解消工事を実施することに併せ、踏切の外側を熊谷市が工事するものである。

夜間工事であることや、関係機関との調整が必要であることなど、施工条件が厳しかった可能性がある。

委員： 1者のみの応札という入札は多いのか。

事務局： 工事内容や発注時期によっては、応札者数が極端に少なくなることもある。

事務局： 入札における辞退については、その理由等を調査していないため、各業者がどのような経緯で辞退に至ったかはわからない。

委員： 地域性を加味したことで、指名されなかった業者から不満は出ないか。

事務局： 知る限り、指名されなかったことへの不満や苦情は出ていない。

#### 事案6・・・熊谷市立吉岡中学校部室新築工事【随意契約】

##### 【質疑応答】

委員： 本事案は2回の入札不調による随意契約であるが、2回の入札が不調に至った要因としては何が考えられるか。

また、随意契約の締結、特に見積提示はどのようになされるのか。

事務局： 本事案の対象建築物は、11m×2.8mの面積30㎡の建物である。中を区分けし、4部屋の部室をつくる工事である。

一般的に、小さな建物の工事では、材料片などのロスの割合が大きくなり、利益を出しづらい。それに加え、発注時期が遅れてしまったことが重なり、不調の要因になったと考えている。

事務局： 随意契約の流れについて説明する。

まず、見積依頼の段階では、電子メールにより見積依頼書、見積書等の様式、仕様書を送付する。見積依頼書には、案件名や見積書の提出日時等を記載している。

次に、見積徴取の段階である。当日、相手方1名に対し複数の契約室職員が対面し、見積書の提示を受ける。見積提示を受けたのち、予定価格調書を開封し、見積書比較価格との比較を行う。このとき、見積額が見積書比較価格を超えた場合には、再度の見積提示を依頼し、その場で再度の提示を受ける。このやり取りを繰り返し、見積額が見積書比較価格以下に収まる、又は、相手方が辞退を申出るまで実施する。

委員： 1、2回の提示で決まらなければ、何回でもやるのか。

事務局： そのとおり。業者によって、また、その時々によって、1回あたりの金額の下げ幅や見積書比較価格との離れ具合が異なるので、一概に何回くらいというのは言い切れない。

委員： 公立中学校は年間の行事予定なども早い段階で決定しているため、早い時期に発

注できるとよい。

事務局： 発注時期の遅れについては反省点である。

事務局： 学校関連の工事では、特に改修の工事において夏休み期間を狙った発注が多い。本事業は新築の工事であることも、発注が遅れた要因の一つと考えている。

委員： 本事業のように、不調が重なった結果、随意契約へ変更した案件は他にもあるのか。

事務局： 件数としては少ないが、近年は増加傾向にあるように思う。

#### 事業7・・・下水道実施設計業務委託【指名競争入札（業務委託）】

##### 【質疑応答】

委員： 請負率が63%あまりと、非常に安価な印象を受けるが、これほどまでに安く履行できる要因は何か。

また、設計業務を発注するにあたり、現在の下水管敷設状況などの情報は提供されているのか。

事務局： 本事業の落札業者は、昨年実施した下水道事業の計画策定段階から業務に携わっており、下水道事業専門の業者であるため、安価でも履行が可能であるようだ。また、本事業は低入札価格調査を実施しており、落札候補者の財務状況等を調査し、応札額での履行が可能か否かの判断をしてから、契約をしている。

現況の情報提供については、指名通知書と同時に、設計図書として現況の図面を提供している。

委員： 誤って安く応札してしまったということではないということでしょうか。

事務局： そのとおり。低入札価格調査も実施しているため、その点については問題ない。それだけ応札の意欲が大きかったものと考えている。

委員： 応札額での履行が可能であるかの確認をしているということでしょうか。

事務局： そのとおり。発注課である下水道課が調査を実施し、契約室が落札決定を行った。

委員： 本事業では、どのような設計を委託したのか。

事務局： 下水道では、下水管に勾配をつけ、上流から下流へ流す。管径の大きな本管と、それに付随する支管とで構成されるが、本事業では支管部分の設計を委託した。

委員： 耐震性も求めているのか。

事務局： そのとおり。

#### <水道部局>

#### 事業8・・・万平町地内配水管改良工事【一般競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 本事業で入札対象者13者のうち5者のみの応札であった。

C社は、最低制限価格をわずかに下回った応札額であった。応札額決定の経緯などがわかれば教えてほしい。

事務局： 応札者数が少ないという指摘については、同規模の工事が日程的に重複したことが要因の一つと考える。

また、最低制限価格をわずかに下回る応札については、受注意欲が高かったことが裏目に出たのではないかと考えている。

委員： 工事概要の中に、ACP（アスベストセメント管）との記載があるが、アスベストの健康被害については問題ないのか。

事務局： ACPについては本事業の中で、撤去する対象である。

また、WHO（世界保健機関）の報告でも、ACPに含まれるアスベストは、健康に影響がない程度のものであり、問題ないとされている。

委員： 発注時期についてはどのように決定しているのか。  
事務局： 契約室において1年度間の工事発注予定表を作成している。  
それに先立ち、各課へ発注予定の照会及び発注時期平準化のお願いをしている。  
なお、提出された発注予定に対し、各課への指導までは行っていない。

事案9・・・東部浄水場施設改修実施設計業務委託【指名競争入札（業務委託）】

【質疑応答】

委員： 本事案では、応札者6者の応札額にあまり差がない。これは業務委託の入札では一般的か。

事務局： 積算根拠は厚生労働省で定めている歩掛りである。公表されているものであるため、積算上大きな差が開くことは考えづらい。

委員： 今回の対象案件としては、水道部の業務委託が2件あり、同じ業者が受注している。その点については何か考えがあるか。

事務局： 水道事業の計画策定の段階で携わっている業者であるため、土地勘があり、若干の差が出たものと考えている。

委員： 別の1件の入札も同様の入札結果か。

事務局： 別の1件では、1位と2位の差が金額にして20万円であり、同様の結果であった。

総括

【質疑応答】

特になし。

### 3 その他

事務局： 今年度で委員の任期2年が終了となるが、談合や苦情等の審議案件が発生した場合、新たな委員の体制が決まるまでの間は、現在の委員に審議をお願いする。

以上で、閉会となった。